

銚子ジオパークロゴマーク等使用規程

(目的)

第1条 この規程は、銚子ジオパークのロゴマーク及びマスコットキャラクターの使用に関し必要な事項を定めることにより、これらの適正な使用及び積極的な活用を図り、もって銚子のジオパーク活動の一層の普及促進を目指すことを目的とする。

(図柄)

第2条 銚子ジオパークのロゴマーク及びマスコットキャラクター(以下「ロゴマーク等」という。)は、別図のとおりとする。

(ロゴマーク等に関する権利)

第3条 ロゴマーク等に関する著作権は、銚子ジオパーク推進協議会(以下「協議会」という。)に帰属し、使用者がロゴマーク等を自己のものとして使用することはできない。

(ロゴマーク等の使用者)

第4条 ロゴマーク等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1条の目的に賛同し、この規程に定める手続を行う全ての者が使用することができる。

(1) 銚子のジオパーク活動の趣旨に反し、又は反するおそれがある場合

(2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合

(3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

(4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、若しくは公認していると誤解を与え、又は与えるおそれがある場合

(5) その他会長がロゴマーク等の使用について、不相当と認めた場合

(使用承認の申請)

第5条 ロゴマーク等を使用する者は、銚子ジオパークロゴマーク等使用承認申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添付して、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、銚子ジオパークロゴマーク等使用承認書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(使用期間)

第6条 ロゴマーク等の使用期間は、使用を承認した日から起算して1年間とする。ただし、使用期間満了後において、ロゴマーク等を引き続き使用する場合は、改めて前条第1項に規定する使用の承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 ロゴマーク等の使用料は、無償とする。

(完成品の提出)

第8条 第5条の規定によりロゴマーク等の使用承認を受けた者(以下「使用承認を受けた者」という。)は、使用の承認に係る物品等の完成品を速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第 9 条 ロゴマーク等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定められた色、形等を正しく使用すること。

(2) デザインの改変などの応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

2 使用承認を受けた者は、前項各号の事項に加え、承認された内容に限りロゴマーク等を使用できる。

(承認内容の変更)

第 10 条 使用承認を受けた者が承認された内容を変更しようとするときは、銚子ジオパークロゴマーク等使用変更承認申請書 (別記様式第 3 号) を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、銚子ジオパークロゴマーク等使用変更承認書 (別記様式第 4 号) を交付するものとする。

3 前項に規定する変更承認書の交付を受けた者は、変更の承認を受けた後についても、前条に規定する事項を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第 11 号 会長は、ロゴマーク等の使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、ロゴマーク等の使用を禁止し、又は承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者は、ロゴマーク等の使用禁止又は承認の取消処分直ちに従わなければならない。

2 協議会は、前項後段の場合において使用承認を受けた者に損害が生じても、その責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第 12 条 使用者は、ロゴマーク等の使用に伴い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者自らの責任のもとに誠意を持って適切な措置を講じなければならない。

2 協議会は、前項に規定する事故等について、その責を負わない。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 24 年 9 月 24 日から施行する。